

1. 件名:「日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の使用変更許可申請に係る面談」

2. 日時:令和元年11月21日(木) 15:30~17:00

3. 場所:原子力規制庁10階北会議室

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部研究炉等審査部門

菅原企画調査官、来住管理官補佐、本多安全審査官、石井係長

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

環境技術開発センター 廃止措置技術部 マネージャー 他5名

5. 要旨

(1)日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、10月9日付けで提出のあった核燃料サイクル工学研究所の核燃料物質使用変更許可申請に関して、11月15日の面談において原子力規制庁よりコメントした内容について説明があった。

○燃料製造機器試験室、排水処理室、L棟の解体撤去に作業において発生する放射性廃棄物でない廃棄物については、保安院指示文書の「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」に添付されているガイドラインを参考とし、適切に処分又は資源として有効利用する。

○L棟において新たに核燃料物質を貯蔵する理由は、加工メーカーに保管を委託していた核燃料物質を引き取り貯蔵するためであることを申請書で明確にする。

○プルトニウム燃料第2開発室について、グローブボックス No.D-30 で取り扱う核燃料物質の種類が増えるが、同開発室内のグローブボックスはすべて同じ規格、設計であること、グローブボックス No.D-30 で取り扱う核燃料物質の数量を減らしていることから、遮蔽、火災等への防護対策、臨界の防止対策に係る適合性に関して既許可の設計に影響がなく、変更は生じない。

(2)原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

○プルトニウム燃料第2開発室における、遮蔽、火災等への防護対策、臨界の防止対策に係る基準規則への適合性は、審査する上で必要な情報であるため、適合性が既許可の設計と変更がない旨を説明すること。

(3)原子力機構から、本日説明した事項について補正申請する旨の発言があり、指摘事項については検討する旨の発言があった。

6. 配付資料

資料1 プルトニウム第 2 研究棟使用変更許可申請書コメントへの回答及び燃料製造機器試験室使用変更許可申請書コメントへの回答

資料2 廃水処理室使用変更許可申請書コメントへの回答

資料3 L 棟使用変更許可申請書コメントへの回答

資料4 乾式工程設備のうち、一部のグローブボックスにおける取り扱う核燃料物質の仕様変更について